

布施カトリックスカウト育成会会則  
および  
団運営細則、団運営細則附則

布施カトリックスカウト育成会会則を以下のように定める。

## 一般原則

### 第1-1条 名称

本会は布施カトリックスカウト育成会（以下「本会」という。）と称する。

### 第1-2条 所在地

本会は大阪府東大阪市永和1-10-10、布施カトリック教会に本部を置く。

### 第1-3条 目的

本会はボーイスカウト日本連盟の定める教育規定および基本方針に基づき、カトリック精神を母体として、東大阪第4団（以下「本団」という。）のスカウト健全な育成に協力しこれを援助することを目的とする。

### 第1-4条 運営

本会は世界スカウト機構に基づく様々な決定事項により、ボーイスカウト日本連盟の定める教育規定（以下「教育規定」という）、それに関連する規定、県連盟、地区の規定、育成会会則及および運営細則等により運営される。

### 第1-5条 カトリック教会および幼稚園

本会はカトリック教会の信徒により創設され、本団加盟員に、カトリックを通じた信仰心を増進する活動を展開するが、強制するものではない。布施カトリック幼稚園卒園児は、入隊の際に便宜を受けることがある。

### 第1-6条 政治および商業との関係

本会はいかなる政治団体結社等に対しても、これを支持せず、また制約を受けない。何人といえども本会を政治的活動に利用してはならない。また、商業的活動にも荷担しない。

### 第1-7条 事業年度

本会の事業年度は、毎年9月1日から始まり、翌年8月31日をもって終わる。

# 育成会会員

## 第2-1条 会員および入会の資格

本会の会員および入会の資格は、次のとおりとする。

- (1) 育成正会員 育成正会員(以下「正会員」という。)は、本団の各隊に所属するスカウトの保護者(父、母、法律上の保護責任者)とし、保護者は自動的に正会員となる。会員の特別な事情により継続して正会員として活動が困難な場合代理人を指名することができる。
- (2) 育成特別会員 育成特別会員(以下「特別会員」という。)は、本運動に賛同する者の内、加盟登録を希望する者、団委員または指導者として登録、活動を希望する者が、団委員会の推薦を受け、常任委員会の議を経て、育成総会の承認を以って特別会員となる。
- (3) 育成維持会員 (日本連盟維持会員を含む) 育成維持会員(以下「維持会員」という。)は、本会の目的に賛同し、継続して資金的な援助を行える個人、法人とする。  
日本連盟の維持会費を負担し資金的な援助を継続して行える者を含む。
- (4) 育成賛助会員 育成賛助会員(以下「賛助会員」という。)は、本会の目的に賛同し、随時または継続して、スカウト活動への奉仕、後援活動を提供できる者、または活動場所、資材等の物資を主に提供、支援、後援する個人、法人とする。  
隊指導者は原則として、団委員会の推薦を受け、常任委員会の議を経た上、育成総会への報告を以って賛助会員となる。
- (5) 育成後援会員 育成後援会員(以下「後援会員」という。)は、本会の目的に賛同し、随時後援を行える個人、法人、組織とする。当団スカウトクラブを含む。
- (6) 育成名誉会員 育成名誉会員(以下「名誉会員」という。)は、育成会または団に顕著な功績の有った者の内から、名譽会議の推薦を受け常任委員会の議を経て、名譽会員として、育成会長名で育成総会に提案し、承認を得る。育成会名簿に、掲載することが出来る。
  - 2 育成正会員と育成特別会員を総称し、「育成会員」という。
  - 3 法人会員は、代表者を名簿に掲載する。
  - 4 全育成会員を総称し、「本会会員」という。
  - 5 常任委員会は、維持会員、賛助会員、後援会員、名譽会員の追加、削除について、団委員会の推薦を受け、常任委員会の議を経て、育成総会への報告を行う。

### 団運営細則 第2-1-1条 会員の代理人指名

正会員である保護者(父母とも)が、その勤務等の都合で遠隔地に居する場合等、特別な事情により正会員としての活動が困難な場合、正会員はその代理人を指名することができる。代理人は、当該スカウトに直接関係のある者が望ましい。

### 団運営細則 第2-1-2条 法人会員の代表者

法人会員は、代表権を法人会員の指名する代表者を名簿に掲載し、この者が議決権を有する。

## 第2-2条 継続登録

継続登録は、毎年地区の「継続登録審査」を受け実施され、その期日は地区により定められる。継続登録を望まない者は、随時退会の手続きをする。退会の手続きが継続登録に間に合わなかった場合、登録費用を会員本人またはスカウトの正会員が負担する。

## 第2-3条 育成会員の退会

次の各項に該当する場合は会員の申し出により退会を認める。

- (1) スカウトが退団したとき。
- (2) 正会員を除く、本会会員の申し出により常任委員会が承認したとき。
- (3) 会員資格の条件を満たさない場合、常任委員会の議を経て退会とする。
- (4) スカウトがローバースカウトに達した場合、正会員の意思を確認し、特別会員、維持会員、賛助会員、後援会員に移行しない場合は退会とする。
- (5) 本会会員として悖る行為の合った場合、除名することができる。

## 第2-4条 除名

本会の名誉を著しく傷つける行為のあった場合、また、社会的に認められない事由に関係したことが、判明した場合、名誉会議により、育成会員の除名を行う場合がある。

- 6 育成会員の3分の2以上による要求が合った場合、名誉会議を開催し、審査の上、除名する場合がある。

## 役員

### 第3-1条 役員と任務

育成総会(以後、総会という)において会員の内から常任委員会より推薦された人を選出する。

- (1) 会長 (1名)
    1. 本会を代表し会務を総括する。
    2. 育成会を代表し、団委員となる。
    3. 育成会の主催者として活動する。
    4. 常任委員会の議長となる。
  - (2) 副会長 (1~2名)
    1. 会長を補佐し、会長より分掌された業務を遂行する。
    2. 会長不在の場合は代理する。
    4. 順位を定める。
  - (3) 監査 (2名)
    1. 本会を監査する。
    2. 正、副監査を設ける。
    3. 監査は育成会員外からでも選出できる。
  - (4) 団運営委員 (若干名)
    1. 団委員、隊指導者の候補となる。
    2. その役務の担当は互選で定める。
  - (5) 神父 (特別役員)
    1. 本育成会の結成の経緯より、布施カトリック教会および関係する神父は特別役員となる。
    2. 指導司祭となる。
  - (6) 園長 (特別役員)
    1. 本育成会の結成の経緯より、布施カトリック幼稚園長は特別役員となる。
    2. 集会の場を提供、協力をする。
- 7 選出の方法は、団運営細則に定める。
  - 8 各委員の団委員会での役務は、団運営細則に従い、互選で決定する。
  - 9 法人会員は役員になれない。
  - 10 人数は、目標の目安とし、これに束縛されない。
  - 11 神父および園長は、本会に対する特別役員とし、必要に応じ本会の活動に加わる。

### 団運営細則 第3-1-1条 団委員の選出

本団の団委員を含む、本会の役員改選候補者の推薦は、本会会員名簿(正会員、特別会員、維持会員、賛助会員、後援会員、名誉会員)の中からの自薦、推薦、互選を受け、団委員会が推薦名簿を作成し、常任委員会の議を経て、総会に提示し承認を得る。基本的に各隊より公平になるよう選出する。

- 12 団委員会または常任委員会は、自薦、推薦、互選のため、育成会員に対し、要請を行う。
- 13 団委員会は、自薦、推薦、互選を受け「育成会役員推薦名簿」を作成する。
- 14 常任委員会は、会長候補、副会長候補、監査、団運営委員候補の「育成会役員推薦名簿」を総会に提示し承認を受ける。
- 15 団運営委員候補は、互選により団委員の任務分担に基づき、団内担当役務を記載した「団委員会推薦名簿」を作成し、常任委員会の議を経て、総会の承認を得る。
- 16 総会において否決された場合、常任委員会は其の責により、速やかに名簿を再作成し、その議を経た上で、育成会に提示し承認を得なければならない。
- 17 否決が部分的であった場合、当該部分について修正を実施する。

**団運営細則 第3-1-2条 団委員の任務分担**

本団の団委員の任務は、育成総会で選出された団運営委員の互選で任務分担を行う。団委員長への指示、または団委員会の総意により分掌された任務を担う。基本任務例は以下に示す。

- |      |                 |            |   |
|------|-----------------|------------|---|
| (1)  | 団委員長            | 1名         | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 団を代表し団運営を総括する。</li> <li>2. 団構成の標準を維持し、各隊の育成発展に努める。</li> <li>3. 団内の各隊全般を監査し、その活動に協力する。</li> <li>4. 各隊の運営は、その指導にあたる隊長に委ねる。</li> <li>5. 団委員会の主催者として活動し、団会議の議長となる。</li> </ol> |
| (2)  | 副団委員長           | 2名程度       | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 副団委員長は、団委員長を補佐し、特に与えられた任務を分担する。</li> <li>2. また団委員長が事故あるときまたは欠員を生じたときはこれを代理する。団委員長代理の順位を定める。</li> </ol>  |
| (3)  | 書記担当<br>団委員     | 1～2名       | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本会の事務を担当する。</li> <li>2. 登録等の事務処理を担当する。正副2名3. を設ける。</li> </ol>   |
| (4)  | 会計担当<br>団委員     | 1～2名       | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本会の経理を担当する。</li> <li>2. 育成会、団の会計処理を担当する。正副2名3. を設ける。</li> </ol>   |
| (5)  | 渉外担当<br>団委員     | 1～2名       | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本団における外部団体等との交渉を担当する。</li> <li>2. 他団体、行政との窓口業務を主として行う。</li> </ol>   |
| (6)  | 教会・幼稚園<br>担当団委員 | 1～2名       | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 渉外担当と協力し、主に布施カトリック教会の窓口となる。</li> <li>2. 布施カトリック幼稚園の窓口となり良き関係を保つ。</li> <li>3. CBS(カトリックスカウト協議会)の窓口となる。</li> </ol>  |
| (7)  | 隊担当<br>団委員      | 各隊1名<br>以上 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各隊を代表し団委員会に出席し会員の意見を伝達する。</li> <li>2. 隊活動に対する援助、支援を行う。</li> <li>3. 隊の育成会(保護者会)の議長、会計処理等を担当する。</li> <li>4. 隊プログラムの準備、集会場所の手配、交通にかかる切符の手配等、隊長に依頼された業務を実施する。</li> </ol>      |
| (8)  | 委員会担当<br>団委員    | 委員会数       | 地区で定められる数を満足し、地区運営委員として委員会活動を基本とする。その活動を団内に反映する。  |
| (9)  | 役務担当<br>団委員     | 若干名        | インストラクター、技能章考査員、技能章指導員、登録を希望する者、地区役員、県連盟役員、リーダートレーナー等の役務を持つ者で、兼務の困難な者とする。   |
| (10) | 育成会長            | 1名         | 育成会を代表し団委員として登録する。他の団委員   |

- の役務を兼務した場合は、その役務による。ただし、基本的に団委員長を兼務しない。
- (11) 団名誉 若干名  
団委員 団に功績の有った者に対し、「相談役」「参与」「顧問等の役務を設け、団内に限り有効な役務を付与することができる。
1. 相談役は、育成会および団運営に多大な功績の有った者の内、常任委員会において推薦する。
  2. 参与は、学識経験者として、育成会および団運営の必要に応じて推薦する。
  3. 顧問は、育成会および団運営について、育成会員外から相談するに相応しい者を、常任委員会において推薦する。
- 18 上記の人数は、本団の理想であり、団委員会は育成会と協力しこれを満たす努力をする。必要に応じ追加できる。
- 19 本団の団委員は、基本的に重複役務を持たず兼務を極力避ける。
- 20 担当者が長期に渡り、その責を果たせない場合、常任委員会は速やかに代理の者を選出しなければならない。

### 団運営細則 第3-1-3条 団委員および隊指導者の資格

団委員および指導者はカトリック信者およびその理解者であることが望ましい。また、ボーイスカウト運動の精神に則り品性を重んじ、スカウトとその保護者の信頼を託するに足り、社会の信望に応えなければならない。育成会員により承認された者から選出される。

各隊の指導者は団委員長が任免する。団委員長は教育規定第6章6-10の資格を満たした者、隊指導者は、教育規定第2章2-14、第6章6-15、36、42、46、54、57、66、69、87、103、107、138に定められる資格を満たした者とする。

### 団運営細則 第3-1-4条 団委員および指導者の訓練

団委員および隊指導者(ローバースカウトを含む)が、教育規定第7章で定められている必要な訓練に参加する費用は本団で負担する。この費用には、訓練の費用だけでなく、必要な交通費、宿泊費等を含み、参加者は証拠書類を団委員会に提出する。

ただし、本人の都合により修了できない場合は、全額自己負担とする。

### 団運営細則 第3-1-5条 団委員および指導者の制服

団委員が着用する場合、教育規定第6章6-13で定められている制服は個人負担とする。  
 指導者が制服を着用する場合、ビーバー隊は教育規定第6章6-23、カブ隊は教育規定第6章6-48、6-56、スカウト隊は教育規定第6章6-78、ベンチャー隊は教育規定第6章6-108、ローバー隊は教育規定第6章6-143で定められている制服は個人負担とする。  
 ただし、教育規定第9章で定められている必要な記章類は、年一回支給する。役務変更による記章類は変更の都度支給する。  
 団の基本ネッカチーフ(「スカーフ」ともいう)はスカウト隊のネッカチーフとする。

### 第3-2条 役員の任期

役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。役員に事故あるときは、先に定めた順位により後任者が努める。また、必要に応じ常任委員会において、後任者を選出することができる。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

### 団運営細則 第3-2-1条 団委員、指導者の任期

団委員および指導者の任期は1年とする。期間は、ボーイスカウト日本連盟の登録年度を基本とする。育成総会において推薦名簿を提出し、翌年の登録年度に合わせて役務を担当する。

21 団委員、隊指導者として活動する団運営委員が、実務を担当するのは、登録年度とし、育成総会から登録年度間は引き継ぎ期間とする。下記表参照のこと。

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	育成会【前任】					育成会任期【20xx】										育成会任期【後任】								
						引継ぎ期間【20xx】											引継ぎ期間【後任】							
	登録期間【前任】										登録期間【20xx】													

### 第3-3条 役員指名

本会の役員改選候補者の推薦を育成会より委嘱された場合、各隊より公平になるよう選出する。推薦名簿を常任委員会に提出し、常任委員会は育成総会において処理する。

② 役員指名の推薦名簿は、常任委員会または団委員会に一任できる。

### 第3-4条 無給

本会の役員、本団の団委員および指導者は、無給奉仕者である。

## 会議

### 第4-1条 育成会(保護者会)の構成

育成会の主催により育成会長名で召集し、スカウトの隊活動等について育成正会員に対し報告伝達等を行うため、団委員会がその責により育成会を開催する。正会員ならびに団委員会からの代表および隊指導者により構成され、必要に応じ本運動関係者が加わることができる。

22 開催の頻度は、(回数および日時)は隊毎に団運営細則において決定する。

23 育成総会は、各隊の育成会(保護者会)を含むことができる。

### 団運営細則 第4-1-1条 育成会(保護者会)の議事

育成会の議事は、各隊における活動内容の報告、予告、会計報告、連絡等の情報を伝えることを標準とする。隊担当団委員が議長を担当する。

### 団運営細則 第4-1-2条 ビーバー隊の育成会(保護者会)開催

毎月一回の開催を原則とし、隊長の依頼により、団委員会が開催の責を負う。

### 団運営細則 第4-1-3条 カブ隊の育成会(保護者会)開催

毎月一回の開催を原則とし、隊長の依頼により、団委員会が開催の責を負う。

### 団運営細則 第4-1-4条 スカウト隊の育成会(保護者会)開催

毎年六回、隔月の開催を原則とし、隊長の依頼により、団委員会が開催の責を負う。

### 団運営細則 第4-1-5条 ベンチャー隊の育成会(保護者会)開催

毎年四回、四半期毎の開催を原則とし、隊長の依頼により、団委員会が開催の責を負う。

### 団運営細則 第4-1-6条 ローバー隊の育成会(保護者会)開催

毎年一回の開催を原則とし、ローバー隊の正会員は、その意思により会員となるものであり、法律的にも隊員の大半が保護者を必要としないため、定期的に行なわず個別対応とすることができる。団委員会が開催の責を負う。

### 第4-2条 育成総会の構成

総会は本会の最高協議機関であり、毎年1回、原則として、各年度の期首に近い時期に育成会長の責において本会会員を召集し開催する。

② 本会の育成会員は、個人とする。法人会員は議決権を付与しない。

③ 総会の定足数を構成する会員は、育成会員(正会員および特別会員)と出席会員とする。

### 第4-3条 育成総会の議事

総会は以下の内容を決議する。

- (1) 前年度活動報告、次年度活動計画の承認
- (2) 次年度会計予算、決算の承認
- (3) 役員を選出の承認
- (4) その他必要事項の承認(規定および運営細則の改定の承認)

② 育成総会の議事は、団運営の内容を基本とする。ただし、各隊への質疑を妨げない。

#### 第4-4条 育成総会の成立と議決

総会の定足数は、育成会員の過半数とし、議事の承認は多数決とする。特定の隊で過半数とすることはできない。本会則の制定および改正は、その委任状を含む3分の2以上の同意を得る。

#### 第4-5条 臨時育成総会

育成会員の3分の1以上から請求があった場合および必要に応じて育成会長は育成会員を召集し、育成総会の会則に準じ、臨時育成総会(以下「臨時総会」という。)を開催することができる。

24 臨時総会は、特に議題を定めない。開催の起因となった内容を取り扱う。

#### 第4-6条 常任委員会と構成

常任委員会は、育成会長が議長となり、副会長、監査、団委員長、副団委員長、書記団委員および会計団委員により構成される。育成会を代表する協議機関であり必要に応じて会長が召集し開催する。

25 常任委員会は、特に議題を定めない。開催の起因となった内容を取り扱う。

26 団委員会が、その責を果たせない場合、常任委員会が責任を持って団を運営する。

#### 第4-7条 団委員会への出席

役員は、団委員会に出席し、本団の運営に責任を持つ。

##### 団運営細則 第4-7-1条 団委員会と構成

団委員会は、団委員長が議長となり、育成会役員および団役員により構成され、教育規定第6章6-6,7に規定されている役目を果たすため、原則、毎月1回、団委員長の召集により開催する。

27 議事は、日本(県)連盟、地区、団、各隊に関する本運動に関わる全ての項目の内、必要な項目とする。

##### 団運営細則 第4-7-2条 団会議と構成

団会議は、団委員長が議長となり、副団委員長、各隊隊長および副長により構成される。団委員、会長は必要に応じ参席することができる。教育規定第6章6-8に規定されている通り、原則、毎月1回、団委員長の召集により開催する。

##### 団運営細則 第4-7-3条 団名誉会議と構成

賞罰に関する事、本団内で名誉に悖る行為があった場合、団委員長、副団委員長、会長、副会長および書記団委員で構成する団名誉会議により、加盟員の賞罰、登録抹消および任務の免除および追放を行うことができる。

28 団名誉会議の内容は非公開とし、結果を育成会員に公開する。

## 経理

### 第5-1条 資金の充足および管理、会計処理

育成会の資金の充足は、常任委員会がその責を負う。

育成会の資金の管理は、育成会からの委任を受けた団委員会により維持され、かつ整理される。

本会の会計処理は、団委員会に委嘱する。団運営細則に従い団委員会が行う。

### 団運営細則 第5-1-1条 会計細目

会計処理項目の細目は(別紙)団運営細則附則第5-1-1条関連1会計細目に定める。

### 団運営細則 第5-1-2条 会計処理

会計処理は、本団および各隊において処理する。会計担当は、毎月の会計処理を収集し、その収支を四半期毎に団委員会の承認を受け常任委員会に提出する。

- 29 本団行事、隊合同行事の共通の収入および支出は、登録人数で各隊に按分する。
- 30 支出に伴う証拠書類は必ず添付する。レシートで領収書に代えられるものとする。
- 31 必要な車を提供した場合、ガソリン代は走行距離を10km/ℓで計算した額とする。ガソリン代は、団本部直近のガソリンスタンドに表示されているレギュラーガソリン、軽油の価格を基本とする。ガソリン等の領収書が有る場合、領収書適用を基本とする。
- 32 公共の交通機関の場合は、乗車日時と区間とそれぞれの金額を記録する。
- 33 補助金等は、証拠書類として受取人が領収書を発行する。  
書類のコピー代金は可能な限り領収書を受け取る。ただし、領収書もしくはレシートを得られなかった場合は、証人に枚数等を確認の上、領収書を発行してもらう事で代用できる。
- 34 本団が受領した収入の額に応じた領収書を発行する。会費集金袋等で詳細を示すことにより領収書に代えることができる。
- 35 隊で実施するキャンプ、ハイク等のプログラムにかかる費用は、プログラム毎に会計決算処理を行う。
- 36 隊が活動する費用は、隊費で処理することを原則とする。
- 37 下見にかかる費用は、各プログラムに総額を足し、この額は登録スカウト全員の負担とする。隊合同で下見を実施した場合は、登録者数で按分し、各隊の負担とする。  
各隊が実施する活動、行事にかかる交通費、宿泊費等は、隊費により支出する。ただし、アルコール等の飲食に関する費用は含まない。
- 38 日本連盟、県連盟、地区等で開催される各会議等に伴う参加費用は、開催組織からの領収書添付を原則とし、交通費等は、合理的な範囲での支出について、団委員会の承認に基づき、団会計から支出することができる。

## 第5-2条 会費

本会の会費は育成会費、登録費、維持会費、賛助会費、その他(寄付金等)とし団で扱う会費は団運営細則に定める。

- (1) 育成会費 正会員および特別会員は、毎月一口以上、任意の口数の育成会費を納入する。育成会員の負担する会費の一口の額は運営細則附則第5-2条関連1に示す。額は団会議、団委員会で協議の上定め總會の承認を得る。団運営の基本の資金とする。
  - (2) 登録費 育成会員は本人およびその児童が日本連盟・大阪連盟・地区に納入する登録に関するすべての費用を負担する。育成会員本人が加盟登録を希望する場合は、常任委員会の議を経て登録に関する費用を添えて加盟することができる。額は団運営細則附則第5-2-(2)条関連2に示す。保険料、日本連盟、県連盟、地区それぞれに納入する費用の合計額とする。
  - (3) 維持会費 維持会員は団もしくは日本連盟に対し毎年一口1万円を納入する。口数は制限しない。日本連盟の維持会員の収めた費用の分担金も維持会費とする。
  - (4) 後援会費 本会に属する後援会員および団のスカウトクラブから育成会に対して納入される会費とする。
  - (5) その他 寄付金等の収入であり、特別会員からの寄付等および正会員の負担する他項に属さない費用について、団委員会の議を経て、常任委員会が承認し、要請がある場合にはその引き受けに応じる。賛助会員からの金銭の納入は、寄付金として扱う。寄付金を受けることにより、育成会および団が何らかの制約を受ける可能性がある場合は受け取らない。
- ② 納入の方法は第5-5条に定める。金額は団運営細則附則定める。
- ③ 納入された費用は、払い戻さない。詳細は団運営細則に定める。

### 団運営細則 第5-2-1条 スカウトの行事参加にかかる費用

育成会員は、スカウトが隊で実施するプログラム、本団の必要な行事に参加する費用負担は個人単位としその都度納入する。

- 39 団、隊で実施する行事に必要な金額、額は団委員会の議による。隊プログラムおよび地区の行事に欠席、不参加の場合も負担金を請求する場合がある。
- 40 日本連盟の実施するジャンボリー、県連盟行事、地区行事、キャンプ等に必要な金額、額は提示された額を基本に団会議、団委員会で協議の上定めた費用を、その都度納入する。
- 41 スカウトが世界ジャンボリー、日本ジャンボリー、日本ベンチャー、日本アグーナリー、県連盟や地区ジャンボリー等に参加する場合は、団委員会が判断し、補助を行うことができる。この費用は行事の費用だけでなく、必要な交通費、宿泊費等を含む。

### 団運営細則 第5-2-2条 団委員および指導者の行事参加にかかる費用

団委員および指導者が、隊で実施するプログラム、本団の必要な行事に参加する費用の負担は本団が行う。

ただし、地区の新年互例会を除く懇親会等の飲酒を伴う行事の参加費は原則として個人負担とする。

本団の要請により世界ジャンボリー、日本ジャンボリー、日本ベンチャー、日本アグーナリー、県連盟や地区ジャンボリー等に参加する場合は、団委員会が判断し、補助を行うこと

ができる。この費用には行事の費用、必要な交通費、宿泊費等を含む。

#### 団運営細則 第5-2-3条 保険料

正会員は、団で加入するスカウト個人の傷害保険等の費用を負担する。額は団会議、団委員会で協議の上、決定された金額を負担する。

#### 団運営細則 第5-2-4条 その他

正会員は、他項に含まれない日本ジャンボリー参加費用、その他、団委員会から要請のある費用を負担する。額は団会議、団委員会で協議の上、決定された金額を負担する。

### 第5-3条 会費等の免除

団委員会の要請を受け、常任委員会が認めた場合、育成会費の免除を行える。

- 42 本団のローバースカウトは、各隊指導者として活動することを前提とするため育成会費を免除することができる。ただし、納入を希望する場合はこれを拒まない。
- 43 本団の各隊指導者として活動する者で、本人が学生、無職等の場合、育成会費を免除することができる。ただし、納入を希望する場合はこれを拒まない。
- 44 本団の団委員および各隊指導者として活動する正会員の登録の費用は、その時間的負担等を考慮し免除する。ただし、納入を希望する場合はこれを拒まない。
- 45 免除した場合、団委員会は育成総会で報告する義務を負う。

### 第5-4条 補助および慶弔にかかる費用

本会の各活動行事に参加するスカウト、育成会員に対する補助を支出することができる。

② 慶弔に関する費用の支出は団委員会に委ねる。育成会関係者、本団の関係する組織や者等に関する支出があり、社会的に認められる範囲で、団運営細則附則第5-4-②条関連1で定める額を標準とし、団委員会において決定された額を支出する。育成会名分も本団会計から支出する。

#### 団運営細則 第5-4-1条 スカウトにかかる補助費

以下の費用は、本団が負担する。

- (1) 富士顕彰 富士スカウト顕彰に参加するスカウトに対して補助できる
- (2) 補助費 ジャンボリー等の参加費の補助できる

#### 団運営細則 第5-4-2条 団委員および指導者にかかる補助費

以下の費用は、本団が負担する。

- (1) 研修費 指導者講習会、研修所、実修所、各種研究会等の費用
- (2) 行事費 地区等の行事および隊行事にかかる費用
- (3) 交通費 研修、行事参加に必要な交通費、研修費、行事参加費で処理する
- (4) 補助費 ジャンボリー等の参加費の補助ができる

### 第5-5条 納入の方法と精算

本会の会費の納入は、原則として育成会(保護者会)毎に隊を担当する団委員を通して納入する。銀行振込、郵便振替による納入も可能とする。各期末(11,2,5,8月)までに納入する。

**第5-6条 監査**

監査は、年一回以上実施され、本会則および団運営規定により、本会および本団の運営が適正になされているか、特に会計処理が誤りなく適正に行われているかを監査する。

**第5-7条 会計年度**

本会の会計年度は、第1-7条 事業年度に準ずる。

**第5-8条 団運営積立金**

本会は、団会計の健全維持の為に、団運営積立金として、団委員会において審議し、常任委員会の議を経て、総会において承認された額を積立てることができる。

# 隊運営

## 第6-1条 隊運営

育成会会則に基づき、隊運営に必要な項目の規則を団運営細則に定める。

② 隊の運営は、細則を定めそれに応じて運営することを原則とする。ただし、緊急性を要する場合は、団委員長の了解を得た上、実施することが出来る。

### 団運営細則 第6-1-1条 スカウト募集の時期

スカウトの新規募集は原則として時期を定めない。該当児童の男女を問わず入隊の対象年齢および資格に適応していれば常に入隊可能である。

### 団運営細則 第6-1-2条 各スカウトの対象年齢

本団での各隊のスカウトの対象年齢は教育規定に準じる。詳細は以下に示す。

隊	性別	該当年齢	人数	備考
ビーバースカウト	男女	小学校就学前年の9月から 小学2年生8月	2名～最大24名 標準10～20名	教育規定 第6章6-27
カブスカウト	男女	小学2年生の9月から 小学5年生8月	12名から36名 標準24名	教育規定 第6章6-59
ボーイスカウト	男女	小学5年生9月から 中学3年生8月	12名～40名 標準32名	教育規定 第6章6-95
ベンチャースカウト	男女	中学3年生の9月から高校3年生 18歳でローバー隊へ上進可能	3名～20名	教育規定 第6章6-125
ローバースカウト	男女	18歳以上で25歳未満	3名～30名	教育規定 第6章6-155

② 本団ではローバー隊への上進を除き上進の時期を、毎年9月と定める。

③ ビーバー隊の最年少入隊の時期は、小学校就学前年9月以降可能であるが、本会の入隊時期の基本は小学1年生入学直前の1月とする。

④ 女子の入隊に関しては本団との姉妹団であるガールスカウト大阪34団、110団を薦める。本人の希望により入隊を求められた場合は性別により入隊を拒否しない。

⑤ 本団でのローバースカウトの年齢上限は25歳未満であるが、隊長に就任した場合は、ローバースカウト登録を抹消する。

### 団運営細則 第6-1-3条 スカウトの入隊(教育規定に準ずる)

入隊を希望するものは次の各項を具備しなければならない。

- (1) 教育規定で定められる入隊の項目を満足できる者
  - (2) 健康で保護者がボーイスカウト運動を理解し入隊の同意を得た者。
  - (3) 入隊の考査に合格し「やくそく」「ちかい」の実践を行える者。
  - (4) 保護者が活動にかかる費用および育成会会則で定める費用の納入ができること。
  - (5) 保護者が各隊の行事・奉仕・育成会集会に参加出席可能であること。
  - (6) 保護者がカトリック精神について理解でき信仰心のあること。
  - (7) プログラム実施展開の際に発生した障害事故について、本団や個人に対して請求、訴訟を起こさない旨の誓約書が保護者によって提出できること。
- 46 本団のスカウトがプログラム実施展開の際に発生した傷害事故については、本会、本団および個人は金銭の支出に係る一切の責は負わない。
- 47 本団の各隊に入隊を希望し、体験入隊を希望する者の参加は拒まない。ただし、事故等の可能性が皆無でないことから、保護者からの上記(7)の誓約書を受領する。

**団運営細則 第6-1-4条 スカウトの参加**

本団の各隊に所属するスカウトは、本運動の「体験を通して学ぶ」という基本精神から、隊で計画される活動に全て参加することを基本とする。

- 48 義務教育の学校行事のため、出席できない場合
- 49 冠婚葬祭等の家庭の事情に基づく場合
- 50 本人の病気入院等による場合

**団運営細則 第6-1-5条 スカウトの制服**

スカウトの制服着用は、ビーバー隊は教育規定第6章6-48、カブ隊は教育規定第6章6-48、6-56、スカウト隊は教育規定第6章6-78、ベンチャー隊は教育規定第6章6-108、ローバー隊は教育規定第6章6-143で定められている制服、記章類および隊のチーフは個人負担とする。各隊の詳細は以下に示す。各個人で準備する。

	制服の規定	記章および標章の規定
ビーバー	第8章8-8	第8章8-8-1、第9章9-1-4
カブ	第8章8-9	第8章8-9-1、第9章9-1-5
スカウト	第8章8-10	第8章8-10-1、第9章9-1-5
ベンチャー	第8章8-11	第8章8-11-1、第9章9-1-5
ローバー	第8章8-14、15	第8章8-14-1、第9章9-1-5

② 進級に伴う記章類および役務に伴う記章類は隊で支給する。ただし、再交付は行わない。支給する記章類は以下に示す。

ビーバー	ビーバー記章、ビッグビーバー記章、木の葉章、小枝章、年功章
カブ	進級記章、チャレンジ章、上進章、組長章、次長章、年功章
スカウト	ボーイスカウトバッジ、特修章、技能章、上級班長章、班長章、次長章、隊付章、年功章
ベンチャー	ベンチャーバッジ、進歩記章、プロジェクトアワード、議長章、運営スタッフ章、年功章
ローバー	年功章
スカウター	年功章

③ 上記記章類等は、各個人の必要に応じ、実費負担で追加購入することができる。

**第6-2条 隊の構成**

本団には、ビーバースカウト隊、カブスカウト隊、ボーイスカウト隊、ベンチャースカウト隊、ローバースカウト隊を設置する。(以下「ビーバー隊」、「カブ隊」、「スカウト隊」、「ベンチャー隊」、「ローバー隊」、全体を総称し「各隊」という。)

**第6-3条 隊指導者の選任**

団委員会は、その責において、ふさわしい者を隊指導者として選任を行う義務を負う。

② 隊指導者の選任について、育成会(保護者会)ならびに育成総会に報告する。

**第6-4条 隊会計**

各隊の会計処理は、団会計年度毎の年度締めとし、各年度末に精算する。経理の詳細は団会計に準じ、隊の独自性を維持する。団会議において詳細を報告し承認を得る。

# 一般規定

## 第7-1条 団運営細則

育成会会則に基づき、育成会および本団運営に必要な項目の規則を団運営細則に定める。

## 第7-2条 補足

- 51 会議、その他、本会会則の変更および改正については、団委員会により審議の上、提案され、常任委員会の議を経て、総会において承認される。
- 52 団運営細則の変更は、団委員会からの提案により定め、常任委員会の承認を得た上、総会または育成会(保護者会)に報告する。
- 53 会則、団運営細則の変更は、育成会員からの提案の場合、総会において採決する。
- 54 登録費、購読費および保険料の変更については団委員会の議を経て常任委員会の承認により即時成立し、育成会員に速やかに通知する。
- 55 総会において、承認を必要とする項目のうち、急を要する場合は書面による育成会員への通知により処理することができる。この場合、費用の負担を鑑み、育成会員に対し、家庭単位での通知、承認文書を作成できる。
- 56 本会則および団運営細則に関する変更は、改定の理由を附し、本会則に附録とし記録する。

## 第7-3条 会則付則

本会則は、1963(昭和38)年4月1日から実施する。

### 団運営細則 第7-3-1条 細則付則

団運営細則は、2001(平成13)年4月1日から実施する。

### 団運営細則 第7-3-2条 付則

付則は、金額の詳細等を示し、変更があった場合速やかに会員に通知するものとする。

- 57 本団により決定されるものは、育成総会の承認を得ることを原則とする。

## 第7-4条 改定月日

本規則改定は、2002(平成14)年4月1日より適用する。

### 団運営細則 第7-4-1条 改定月日

本運営細則改定は、2002(平成14)年4月1日より適用する。



## 育成会会則 団運営細則附則第5-2条関連1 本団にかかる費用

(2001年9月1日現在)

活動保険料			
スカウトの活動に係る保険の費用	登録時	¥1,000	新規、継続登録時
育成会費			
育成会の会費(育成会員毎)	一口	¥1,000	2001(平成13)年9月から
隊費			
ビーバー隊運営にかかる費用	月額	徴収しない	2001(平成13)年9月から
カブ隊運営にかかる費用	月額	¥1,000	2001(平成13)年9月から
スカウト隊運営にかかる費用	月額	¥1,000	2001(平成13)年9月から
ベンチャー隊運営にかかる費用	月額	団で徴収しない	スカウトが必要に応じて 自らで運営する。
ローバー隊運営にかかる費用	月額	団で徴収しない	スカウトが必要に応じて 自らで運営する。
行事費			
日本ジャンボリー、県連盟行事、地区 行事、キャンプ等にかかる費用	行事毎	行事毎に請求	
制服代金			
ビーバースカウトの制服	個	サイズ毎の価格	日本連盟の定める価格
カブスカウトの制服	個	サイズ毎の価格	日本連盟の定める価格
ボーイスカウトの制服	個	サイズ毎の価格	日本連盟の定める価格
ベンチャースカウトの制服	個	サイズ毎の価格	日本連盟の定める価格
ローバースカウト、各隊指導者の制服	個	サイズ毎の価格	日本連盟の定める価格
団委員の制服	個	サイズ毎の価格	日本連盟の定める価格
記章類代金			
都市章、団号章、帽章	個	各々の価格	日本連盟の定める価格

## 育成会会則 団運営細則附則第5-2-(2)条関連2 地区にかかる費用

(2000年4月30日現在)

地区基金			
スカウトの新規登録時の費用	入隊時	¥1,000	(4) 登録費
地区費			
スカウトの新規登録時の費用	年額	¥500	(4) 登録費
毎年、継続登録時の費用	年額	¥500	(4) 登録費
地区誌費			
スカウトの新規登録時の費用	年額	¥400	(4) 登録費
毎年、継続登録時の費用	年額	¥400	(4) 登録費

## 育成会会則 団運営細則附則第5-2-(2)条関連2 県連盟にかかる費用

(2000年4月30日現在)

県連盟費			
スカウトの新規登録時の費用	年額	¥1,000 (¥500)	(4) 登録費 10月以降の登録は半額
毎年、継続登録時の費用	年額	¥1,000	(4) 登録費

## 育成会会則 団運営細則附則第5-2-(2)関連2 日本連盟にかかる費用

(2000年4月30日現在)

日本連盟登録費			
スカウトの新規登録時の費用	年額	¥1,500 (¥750)	(4) 登録費 10月以降の登録は半額
毎年、継続登録時の費用	年額	¥1,500	(4) 登録費

## 団運営細則 団運営細則附則第5-4-②条関連1 慶弔に関する金額

(2000年4月30日現在)

入院見舞金			
スカウトの入院見舞いの費用	入院時	¥3,000	図書券、文具券等を利用
指導者、団委員の入院見舞金	入院時	¥3,000	図書券、文具券等を利用
育成会および同居親族等の入院見舞金	入院時	¥3,000	図書券、文具券等を利用
スカウト運動関係者	入院時	¥3,000	図書券、文具券等を利用
結婚祝い金			
指導者、団委員の結婚祝い金	結婚時	¥10,000	
香典等(必要に応じ育成会長名、団委員長名として負担する。)			
スカウト死亡の香典	葬儀時	¥10,000	
指導者、団委員の入院見舞金	葬儀時	¥5,000	
育成会員および同居親族等の入院見舞金	葬儀時	¥5,000	
スカウト運動関係者	葬儀時	¥5,000	
シキミ等	葬儀時	必要な額	
他団への祝い金			
団の創立記念等の祝い金	参加時	¥10,000	団委員会で決定
参加時の献花代等	参加時	適当な額	団委員会で決定
その他祝い金			
スカウト育成会への祝い金	参加時	適当な額	団委員会で決定
スカウト運動関係者	参加時	適当な額	団委員会で決定

## 附録 育成会会則・団運営細則 改正履歴（1）

2001年9月1日現在

※ 会則は条数1-1、団運営細則は5-2-1、団運営細則附則は4-1-1-1等で示す			
施行年月日	改正前	改正後	改正理由
2001年7月1日	なし	団運営細則を定める	細則を明文化する
2001年9月1日	5-2-1 入団費の廃止	入団費の廃止により削除	入隊減少に伴い本来の目的を果たさなくなったため
2001年9月1日	5-2-2 積立金の廃止	積立金の廃止により削除	会計処理の簡素化を目的
2001年9月1日	条文廃止に伴う、条文番号の不一致、文章の誤り訂正	条文番号の修正、文章の誤り訂正	条文廃止に伴う条文番号の不一致、文章の誤り訂正
2002年4月1日現在			
施行年月日	施行年月日	施行年月日	施行年月日
2002年4月1日	1-6 政治および商業…	1-6 政治および商業…	文言の文法誤りの訂正
2002年4月1日	2-1 会員 2-2 入会の資格	2-1 会員および入会、 資格に統合	会員と入会資格の本文内容の不整合を変更し統合
2002年4月1日	2-1-7指導者の制服 2-1-8団委員の制服	3-1-5団委員および指導者の制服に統合	条文の簡素化のため統合後条番号変更
2002年4月1日	2-2 入会の資格	廃止	2-1に統合のため廃止
2002年4月1日	2-2-(1)-1 2-2-(2)-1	2-1-1会員の代理人指名 2-1-2法人会員の代表者	条番号変更
2002年4月1日	3-1役員(3)専任委員 3-1役員(4)監査	3-1役員(3)監査 3-1役員(4)団運営委員	専任委員を団運営委員に変更し、誤理解を防ぐ為
2002年4月1日	3-1-1団委員の選出	3-1-1 内容を整理	選出について詳細に記載
2002年4月1日	3-1-2団委員の任務分担	団委員の任務分担、渉外担当、幼稚園・教会担当、 団名誉役員の追加、④項の追加	任務分担を具体的に記載、④長期不在の場合の処理を追加
2002年4月1日	3-1-3 団委員の隊指導者の資格	3-1-3 団委員の隊指導者の資格	内容の整理
2002年4月1日	3-1-4 団委員および指導者の訓練	3-1-4 団委員および指導者の訓練	証拠書類の提出の追加
2002年4月1日	新設	3-1-5	統合
2002年4月1日	新設	3-2-1 団委員、指導者の任期	登録年度との整合性を確認する為
2002年4月1日	3-4常任委員会の構成	4-6へ統合の為削除	統合の為削除
2002年4月1日	4-1 育成会(保護者会)	4-1 育成会(保護者会)の構成	構成の追加
2002年4月1日	4-1-1育成会(保護者会)…	4-1-1育成会(保護者会)…	議事進行を団委員役務に
2002年4月1日	4-2育成総会、②	4-2 育成総会と定足数の構成、②の内容変更	定足数を具体的に記載
2002年4月1日	4-4育成総会の成立と議決	内容修正	特定の隊のみで議決不可
2002年4月1日	4-5臨時育成総会	4-5臨時育成総会	文言の修正
2002年4月1日	4-6常任委員会	4-6常任委員会の構成	構成を追加
2002年4月1日	4-7-1団委員会	4-7-1団委員会と構成	構成の追加
2002年4月1日	4-7-2団委員会の構成	削除	統合
2002年4月1日	4-7-3団会議	4-7-3団会議と構成	構成の追加
2002年4月1日	4-7-4団会議の構成	削除	統合

## 附録 育成会会則・団運営細則 改正履歴（2）

